

平成31年2月理事会議事録

1 開催日時 平成31年2月25日（月） 15時00分 ～ 16時28分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	三 好 昌 武
公 益 代 表 理 事	清 谷 哲 朗
同	築 瀬 博 章
保 険 者 代 表 理 事	高 橋 直 人
同	鳥 海 孝 治
同	長 尾 健 男
同	鈴 木 茂 明
被 保 険 者 代 表 理 事	木 暮 弘
同	木 村 敬 一
同	吉 田 直 浩
同	伊 藤 彰 久
診 療 担 当 者 代 表 理 事	中 川 俊 男
同	松 本 吉 郎
同	松 本 純 一
同	牧 野 利 彦
公 益 代 表 監 事	木 内 充
保 険 者 代 表 監 事	内 田 好 宣
被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	助 川 正 博

4 議 題 1 議 事

- (1) 理事長特任補佐の選任（案）
- (2) 平成31(2019)事業年度一般会計事業計画（案）
- (3) 平成31事業年度一般会計収入支出予算（案）
- (4) 平成30事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更（案）
- (5) 保険者との契約の改定（案）

2 報告事項

- (1) 第20次審査情報提供（医科）及び第15次審査情報提供（歯科）
 - (2) 平成32年度新規職員採用計画
 - (3) 和歌山支部監事監査結果報告
 - (4) 社会保険診療報酬支払基金定款の変更の認可
- 3 定例報告
- (1) 平成30年12月審査分の審査状況
 - (2) 平成31年2月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 平成31年1月理事会議事録の公表

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者として長尾理事、木村理事にお願いする。

本日の理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名、全員の出席を確認したので、支払基金定款第21条第1項に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

なお、本日は、議題の進行上、報告事項(4)「社会保険診療報酬支払基金定款の変更の認可」について報告を行った後、議事(1)「理事長特任補佐の選任（案）」についてお諮りする。

それでは、議題に入る。

報告事項(4)「社会保険診療報酬支払基金定款の変更の認可」についてだが、厚生労働大臣に認可申請していたところ、2月8日付けで認可されたので報告する。

次に、議事(1)「理事長特任補佐の選任（案）」についてお諮りする。

3月31日をもって任期満了となる理事長特任補佐について、引き続き私の補佐として、再任を提案する。理事長特任補佐の選任については、定款附則第8条第2項により、理事会の議決を経て理事長がこれを行うとされているので、この規定に基づき、理事長特任補佐として選任することとしてよろしいか、ご審議の程、よろしく願います。

（質疑・意見等なし）

それでは、理事長特任補佐については、提案のとおり選任させていただくということによろしいか。

（異議なし）

(理事長)

それでは、原案どおり理事長特任補佐に選任することとする。

なお、任期については、定款附則第8条第6項に理事長特任補佐の任期は2年とされているので、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの期間とする。

次に、議事(2)「平成31(2019)事業年度一般会計事業計画(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「平成31(2019)事業年度一般会計事業計画(案)」について、事業計画の骨子(基本方針、業務効率化・高度化計画に係る取組、適正なレセプト提出に向けた取組、人材育成・組織強化に関する取組及び現行の業務運営の品質維持・向上に向けた取組)について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

スライド10ページの支部組織の集約化のところ、支部必置規定の廃止とある。これはいいにしても、各都道府県の審査委員会をしっかりと残すということは、これまでの話の中でも明確化されているので、その一文をこの中に含めていただきたい。

審査委員会を各都道府県に残すということは、審査委員会の総意なので、それはやはり現場の意見をきちんと通していただきたいと思う。

(事務局)

もちろんこれまでご説明してきたように、当然、審査委員会は各都道府県にきちんと残るという形で、我々も検討を進めてきたので、確かに、その記載が漏れている。

議案書1の事業計画(案)の基本方針のところ、支払基金法の改正(案)において、支払基金の組織が見直されると記載があるので、ここに丁寧にその趣旨を書くという形で対応したいと思う。

(診療担当者代表理事)

そこに記載していただくことも当然だが、このパワーポイントの資料が実際に外に出ていくわけなので、この10ページにその一文をしっかりと書いていただくべきだと思う。

(理事長)

今のご指摘を踏まえて、本文と併せて、このパワーポイントの資料についても一文を書き込む修正を検討させていただく。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

今のところと言えば、事務の効率化というか、それが例えば集約化の中で、どのようにしていくかというのは、これでは全然具体的ではない。ブロックにするのか、一元的にするのかが分からない。ただ単に集約化というだけなので、もう少し丁寧に書いていただきたい。

しかも、もしブロックという考え方であれば、それぞれのブロックの特性があり、全てが同じではないと思っているのだが、その辺りは、同じと考えているのかどうかを聞かせていただきたい。集約化と言っても、全てが同じではない。

(理事長)

全て同じではないというお話は、ブロックについての集約の仕方のことか。

(診療担当者代表理事)

事務手続をどこまでブロックでするのか。例えば、今回の検証テストであれば、近畿はここまでで、九州はここまでというような形になるのか。その辺りを説明していただきたい。

(事務局)

詳細については、まだ検討を要するというのが現状であるが、基本的にはブロックごとを念頭に置いて、審査事務センターを設けるという説明をしたと思う。この審査事務センターでの事務がそれぞれ異なると、業務の遂行上、かなり難しくなるので、まずそういったところについて、標準化できるものは標準化していくことが必要だろうと考えている。

それから、今お話のあったブロックごとにどうするかということであるが、基本的に揃えるべきものは揃えていくというのが方針だろうと考えている。その上で、実際に分ける、もしくは別になるものが必要かどうかというのは、現場とその実態を十分相談しながら必要が出てくれば、そこは踏まえていきたいと思うが、今の段階では、そこについての明確な方向性は決まっていないというのが現状である。

(診療担当者代表理事)

お話のとおりで、なかなか線引きが難しいと思う。そうなると、高い方に合わせるのか、低い方に合わせるのかという問題があるので、その辺りは逐一報告をいただきたい。これはお願いである。

他に、教えていただきたいのが、スライド7ページの表に審査結果理由の明確化というのがあるが、それは当然なのだが、この表の下の※印に「返戻については、従前より記載割合100%」と書いてある。これは明確でないものもあるけれども、100%書いているという意味なのかどうか。査定には、理由も書かないで査定しているものがあるというように理解すればいいのか。その2点について教えていただきたい。

(事務局)

まず、記載割合については、何らかの記載があるものということでカウントしているので、そういう意味では、実は分かりにくい内容の理由があるというご指摘は従来からいただいている。

それも含めて、私ども、審査結果理由の記載割合を上げるとともに、質の高い、きちんと受け手に伝わるようなものを進めていくということも、並行して進めてはいる。したがって、一つ目の質問については、ご指摘のとおりということになる。

二つ目についても、記載内容の理由が無いものも現にあるということで、それをきちんと書いていくということで、割合を高めるということを進めてきたところである。

(診療担当者代表理事)

前回か前々回、それ以前にも質問したが、レセプトにいわゆる症状詳記というか、それを記号や番号ですするというお話があった。それはやはり間違いであるという話もさせていただいたが、この審査結果理由の明確化というのとは直接つながらないかもしれないが、結局これも、今来ているのは、AとかBとかCとかで審査結果理由が来る。決して適正ではない。不適切な理由の返戻、査定がある。それを明確化するというのは、どういう意味なのか。

(理事長)

具体的には、今、確かにA、B、Cなどで記載されているということかと思うが、明確化するというのは非常に簡単な理由が書いてあって、それを見ただけでは医療機関や保険者の方々も、理由がよく分からないので、もう一度再審査の請求が出てくるということがある。その理由を丁寧に書くことによって、少しでも再審査が減少するようにしていくことが大事で

はないかという趣旨で記載している。非常に短いフレーズで書かれているものも、今は理由を付してあるということになっているが、それがご理解いただけないと、結局は再審査請求につながるので、そのような取組を進めていきたいという趣旨である。

(診療担当者代表理事)

ということは、適正も含めて明確化するという理解してよろしいか。

(事務局)

目標として数値を記載しているが、もちろんご指摘のとおり記載割合を上げて、分かる理由を書いていくということも、取組としては進めているところである。

(診療担当者代表理事)

もう一度確認する。現在、不適切な査定理由で査定されている。それを、適正化するという理解でよろしいか。

(理事長)

そういうことも含めているので、それに関しては、はいということかと思う。

(診療担当者代表理事)

理事長にそのように答えていただけたので、結構である。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

平成31年度の事業計画に、今回、国会審議される法案を盛り込んだということは、非常に私ども評価をさせていただいている。

これはお願いであるが、一応、新しい審査支払システムの稼働が、2021年の、聞くところによれば9月というようなことを聞いている。当初の予定が2021年1月だったと思う。8か月延びている。額も少し増えているので、くれぐれも延びることのないように、着実に年次ごとのいろいろな作業、スケジュール、量等を明確に把握して、厚生労働省を始めとする関係機関との打合せとか、そういうのは絶対に必要だと思うので、その辺りのところを確実に実施していただきたいと思う。

というのも、私ども健保組合の方では、今回、大規模な組合が解散する

というセンセーショナルな事柄がある。各組合の方でも、制度の給付と負担の見直しというのは大前提ではあるのだが、なかなかそこは難しいということもある。ここに審査支払の手数料の見直しをするという記載もあるので、その辺りについては期待をしている。

したがって、そういう点も含めて、確実に年次計画を実施していただきたいと思う。

(理事長)

承った。しっかりと進捗管理をしていく。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

スライド12ページのところで、先ほど事務局から審査の質を担保するために、定量的な分析をするというお話があったが、現在、審査の質は担保されていないということなのか。

(事務局)

現在、私どもが審査の質を確認するための指標として用いているのが、再審査の査定率である。再審査の査定で何を確かしているかということ、原審査の質が上がれば、再審査の査定が減るということを意図した指標として用いている。

審査の質をきちんと高めて、そういう取組を私どもはしていくわけだが、それを評価できる指標を、改めて設けたいという趣旨で申し上げたところである。

したがって、現在も審査の質はきちんと保っており、更に上げていこうということで努力をしているわけであるが、それを更に評価するための指標として、新しいものができないかというのが、この趣旨である。

(診療担当者代表理事)

この辺りは見解の相違になってしまうのかもしれないが、原審査と再審査の結果を一律で審査の質を見るというのは、私は違うと思う。この辺りは、もう少しきっちりと議論をしないと、どの場でこの議論をするかというのは、今すぐ答えられないと思うので、これは今後、きちんとそういう場を設けていただきたい。

決して、一致しなくても、どちらの言い分も正しいということは、現実にはある。見解の相違というのものもある。ただ、この辺りの定量的な分析というのは、少し不適切かなと思う。

(理事長)

いずれにしても、数値目標の設定に向けた分析を行って、改めてその目標については、ご議論いただくようにしたい。

(診療担当者代表理事)

分析はいい。定量的というのが少しどうかなと思う。

(理事長)

従前、その数値目標として、再審査査定割合というのを、原審査と再審査の査定割合に占める再審査の査定割合が低くなっていくことが良い審査だというようにしていたわけだが、今回、正に法律改正で支払基金の業務運営の理念に、医療機関から適正なレセプトを出していただくことの支援自体を入れたわけである。そうすると、原審査の査定が減ってくるということが十分考えられる。従来の評価基準だと、再審査の査定割合が上がると悪い業務というようになって、新しい理念規定とも反することになる。今の再審査査定割合の目標を作ったのは、平成23年の支払基金サービス向上計画を策定した時で、その時は、再審査の請求件数が1万件当たり100件程度で、その時の見通しが平成27年には1万件当たり45件に減るという見通しであった。しかし、現在、実は1万件当たり135件で3倍に増えている。そうすると、審査の質が同じであっても、再審査件数が増えるとどんどん再審査査定割合は増えて悪化するということになっていて、今の業務の評価方法として、適切ではないのではないかという議論がある。どのような目標にするか検討していきたい。

ただ、従前言っていた再審査査定割合というのは、何年かに12.7%にすると決め打ちしていたので、そうすると、どういう指標がいいのかというのも、もう少し丁寧に議論して目標設定していく必要があるという問題意識で、このようにさせていただいた。

何らかの分析は必要かと思うが、定量的な分析だけではなくて、それが現場の業務の仕方に合っているかどうかということも含めて検討していく必要があるかと考えている。

(診療担当者代表理事)

今お話があった再審査査定割合は、一つの指標であるかもしれないが、それでというのはおかしいわけで、それも含めて分析を行うことが見えるような文章に変えてください。

問題は二つあると思う。審査の質と再審査査定割合である。

(事務局)

抜粋したパワーポイントでは分かりにくいかもしれないが、再審査査定割合については、昨年度の事業計画には記載していたが、今年度は目標として記載しないということで落としているので、まず、そこをご理解いただければと思う。そのため、それは見直しをする前提で、その上で、何か他の指標があるかどうかということ、丁寧に検討したいという趣旨である。

(診療担当者代表理事)

趣旨が分かるようなスライドにしてください。

(診療担当者代表理事)

再審査査定割合という指標に反対していたので、それが消えているということには共感している。

この定量的な分析を行うという文言を、もう少し何か考えていただけたらと思う。分析をするにも、質を上げるためにはどのようなことをするのか検討するのだろうと私は思っている。その辺りについて、ご検討いただけたらと思う。

(事務局)

そういった方向で、どのように検討するかという部分も含めて、記載をきちんと整えたいと思う。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、定量分析だけではなく、質の向上のために何をすればいいのかということも含め、検討していくという趣旨が分かるように、修正を検討することとしたいと思う。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

スライド6ページ、7ページ、8ページに、数値の実績を押さえた上で、定量的な目標を掲げられているが、他の項目についても極力そのような定量目標を定めて進めていただければと考える。また幾つかご意見があったように、まだ目標設定の在り方が詰まっていないところはいつまでにそれを詰めるのか、あるいは用語の定義づけが必要などところがあるのであれば、それをいつまでに定めるのか等、項目ごとにスケジュールを区切って進めていただきたい。抽象的な部分があるならばより具体的にしていけることが必要と思う。

それから、人材育成の件でスライド14ページ目に研修のことが書かれている。もちろん研修は必要だと思うが、今後のICT化進展や組織形態等を踏まえた職員の担うべき業務、あるいは採用や世代交代のあり方等を考えると、業務内容の変質も念頭に、今後どういう人材が必要で、どれぐらいの期間をかけ、どのようにして育成していくのかというコンセプトがまずあり、次にその手段としての研修の話があるのだろうと思う。その辺りのお考えを教えてください。

(理事長)

1点目については、基本的にはスライド12ページに「2020年度の新たな数値目標の設定に向けて」という記載があるとおり、新しい数値目標を何かしら設定するというタイムスケジュールはしっかりと立てて、実行していきたいと思う。

それから、お話があった人事制度のところでは、もちろん目指すべき像があって、そして研修があるということだが、お手元の資料で言うと、人員体制のスリム化と高度化については、議案書1の8ページの下段をご覧ください。「今後の定員削減と組織の見直しに向けて、採用・配置・トラック別のキャリアパス等のタレントマネジメント、等級、報酬の新たな人事制度について検討を進める」ということで、抜本的な人事制度の見直しは当然行っていくことを前提にして、併せて研修制度も見直しをしていく必要があるかと考えている。

他に、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

今の8ページの人員体制のスリム化と高度化というところの人事制度のことについて検討を進めるということだが、円滑な事業の運営に当たっては、良好な労使関係というのが重要だと思うので、丁寧に話し合いをしていただきたいというのが要望である。

それから、もう一つ、確認なのだがオンライン資格確認については、今回の一般会計事業計画には載っていないが、これは特別会計の扱いで出てきていないということなのか。

(事務局)

ご指摘のとおりである。オンライン資格確認については補助金で開発するというので、特別会計を昨年ご承認いただいて設けている。その関係のことは、3月にお諮りしたいと考えている。

(被保険者代表理事)

特別会計ということで、また改めてということは理解した。情報セキュリティの強化といったところは3月に出てくるのかなと期待しているが、先ほどの人材育成や組織の在り方などは、こういうことにも関わることもあると思うので、今言ったような点が全て含まれて、3月に出てくるということになるのか。

(事務局)

まず、オンライン資格確認の関係だが、平成30年度はまだ調達準備をしているところであり、平成31年度に実際の開発に着手をし、年度中にかなり仕上げるというスケジュール感になっているので、そういった意味では、実際の調達やシステム開発をどうするかということを中心に、まず記載することになるかと思う。したがって、具体的な業務フローで実際どのようなセキュリティ対策にするのか、調達書上出てくるものについては、一部関係は出てくると思うが、詳細はそこまでは出てこないのではないかと考えている。

(被保険者代表理事)

まだ調達段階だから、こういった人材関係の話はまだ早いということは理解できる。遅れないように、円滑な業務の推進のために準備を進めていただきたいと思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、事業計画(案)については、先ほどご指摘いただいた点を修正した上で、決定をするということにさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

次に、議事(3)「平成31事業年度一般会計収入支出予算(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「平成31事業年度一般会計収入支出予算(案)」について、各勘定(事

務費勘定、社会保障・税番号制度勘定及び高齢者医療制度円滑導入勘定)の収入・支出について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

社会保障・税番号勘定の共同運営調整金のところで、先ほど加入者の割合が7,700万人対2,000万人で、それだとバランスが悪いから調整するということだが、その調整方法を教えていただきたい。

(事務局)

まず、基本的には共同運営なので、全加入者から一律の単価で集めて、そして全部の支出を一つの会計にすれば一番簡単であるが、支払基金と国保中央会とで運営している関係で、加入者の人数が異なり、その辺りの支出のばらつきを調整するという形にしているので、収入は加入者から一本の単価でいただき、支出の方はそれぞれの人件費等、これも人数の違いなどを見た上で計上しているところである。

システム等の経費については、基本的に按分をしているので、事業費そのものの、例えばシステムの運営費の部分等については違いが出てくるのは、職員数等の話だと考えている。

(被保険者代表理事)

話合いをして決めたのだろうとは思いますが、報酬で割っているなど、どういう方法なのかを質問したのだが、何に基づいてというのは言えないのか。何に基づいて、1.2億円を計上したのか。

(事務局)

何に基づいてかということになると、支払基金に所属する職員、それから国保中央会に所属する職員がこの事業を一緒に行っているわけだが、形式的に分かれている。その割り付けの差とか、事務所の借料とか、こういったものの差を埋めているということである。これは本来、一本の会計にしていれば、素直に出ていくはずの費用なのだが、たまたま2会計に分けている関係で生じた差を埋めているということである。

(被保険者代表理事)

費用の面でならした感じなのか。

(常任顧問)

私ども支払基金は協会けんぽ、健保組合、共済組合から収入をお預かりしており、国保中央会は国保組合、それから広域連合からお預かりしているので、実は収入ベースでいくと8:2の割合で、私どもはお金をお預かりしている状況である。

当然、システムの関係のいろいろなものについては、私ども支払基金が一括してお支払いをする時に、支払いの按分は8:2ときれいに分けた形でそれぞれのところで払うという仕組みなので、そこはきれいにいただいた収入で出せているが、人件費や事務所の借料等の話はそれぞれの組織にぶら下がっているもので、なかなか8:2に分割するのが難しいところがある。そして国保中央会に、不足が出た分を調整するために、調整金という形で整理させていただいた。

ただ、平成29年度、30年度どうだったのかという話はあるのだが、部分的に国からの補助金が出ていた関係で、ある程度相殺ができたということである。平成31年度からは、国からの補助金は一切無くなったので、このような調整金が発生したというところである。

(被保険者代表理事)

従事する職員の人数や事務所の借料というのは分かるのだが、払う合理性があればいいのだが、その辺りもきちんと考えた上で、こちらから支払うのが妥当ということになるということによろしいか。

(常任顧問)

そのとおりである。

(保険者代表理事)

これは国保中央会と支払基金で、全体を負担していると思うのだが、市町村国保も入っているのか。

(常任顧問)

入ってはいない。

(保険者代表理事)

中間サーバーは被用者保険、それから国保も全部入っているのでは。

(事務局)

市町村国保は市町村の自治体中間サーバーを利用しているので、今回の中間サーバーの話に出てくるのは、国保組合と広域連合だけになる。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、原案どおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案どおり決定する。

次に、議事(4)「平成30事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「平成30事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更(案)」について、変更理由及び予算変更の内容を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、原案どおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案どおり決定する。

それでは、ただいま議決いただいた事業計画、一般会計の予算、B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更の3つの議題については、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て承認認可手続を取らせていただくこととする。

次に、議事(5)「保険者との契約の改定(案)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「保険者との契約の改定（案）」について、改定する事務費手数料の額を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑・意見等なし）

それでは、原案どおり決定することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、原案どおり決定する。

次に、報告事項(1)「第20次審査情報提供（医科）及び第15次審査情報提供（歯科）」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「第20次審査情報提供（医科）及び第15次審査情報提供（歯科）」について、新たに情報提供する医薬品3事例（医科）、画像診断1事例（歯科）を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑・意見等なし）

次に、報告事項(2)「平成32年度新規職員採用計画」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「平成32年度新規職員採用計画」について、平成32年度の新規職員採用者数、応募資格及び募集期間を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

来年度の採用計画に基づくと、定年退職者と、自然退職者は分からないと思うが、いわゆる要員の効率化というのは、どのぐらいの進展のイメージなのか教えていただきたい。

(事務局)

去年から73名を削減して、平成31年度がスタートする。平成31年度については、これから業務の見直し等で、どれぐらいの人員でやれるかということもあるが、800名の定員削減を考えると、同じ程度、またはそれ以上の削減が必要かもしれないと思っているので、関係部室と相談しつつ、定員の削減、そして業務の効率化を進めていきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

単純に、来年の定年退職者は何人位なのか、教えていただきたい。

(事務局)

来年の定年退職者数は、平成32年度で113名である。

(被保険者代表理事)

効率化に対して業務の見直しがセットでいかないと、必ず齟齬が生まれると思う。先ほどの計画も踏まえてなのだが、毎年70名位ずつ減っていくが、仕事量は変わらない状況にならないよう留意していただければと思う。

(診療担当者代表理事)

採用計画の応募資格に、薬剤師、看護師、歯科衛生士の免許を有する者とあるが、毎年こういうのはあるのか。

(事務局)

平成21年度の採用から薬剤師または看護師の免許を有する者を募集している。歯科衛生士については、平成32年度から募集要項に追加させていただいたところである。

(診療担当者代表理事)

新たに平成32年度から歯科衛生士の免許を有する者を応募資格に入れたというのは、何か意味があるのか。

(事務局)

平成23年度から歯科衛生士の免許を有するものということで追加した。支払基金の審査事務を行うに当たり、現場で、そういった専門的な知識を持った方々の知見を活用していくために、先ほど言いましたように、ここ数年、募集要項には看護師、薬剤師、また歯科衛生士といった形で、採用枠を広げて募集しているところである。

(診療担当者代表理事)

先ほど、平成32年度からってお話されたと思うのだが。

(事務局)

歯科衛生士は平成23年度から募集していた。

(診療担当者代表理事)

ずっと採用しているという理解でよろしいか。

(事務局)

応募があるかないかは別として、要項には載せている。

(診療担当者代表理事)

支部によって、人数の多寡があるという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

(理事長)

次に、報告事項(3)「和歌山支部監事監査結果報告」について、公益代表監事から説明する。

(公益代表監事)

それでは、スライド40ページであるが、本年度最後の支部監事監査で、2月5日火曜日に和歌山支部へ4名の監事を実施した。

全体としては、おおむね適切に業務が実施されているということを確認

しているが、個別には、庶務・経理関係は、各支部、管理不十分というところが多いのだが、マスターキーやセキュリティキーを台帳に基づいて総数を管理してもらいたいという話と、金庫内に古い書類や既に廃棄したと思われる机などの鍵などが保管されていたので、整理をするよう指摘をしたところである。

それから、業務・審査関係では、PDCAの実施に当たって、上司・部下の双方向のコミュニケーションをもう少し充実させるように求めたこと。それから、誤処理の関係で、同じような事故が複数発生しており、例えば医療機関への返戻の誤発送だとか、金額を入力しなければいけない場合の計算誤りだとか、あるいは手入力しなければいけない数字が漏れていたなど、そういったようなものが複数回出てきているということなので、原因や背景の深掘りをするように求めた。

また、審査のレベルアップに向けて、審査委員と職員の連携の辺りを更に強化するよう求めてきたところである。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

おおむね適切というのは、何をもちて適切なのか。ここまで指摘事項があるのに適切と解釈できるには、何か基準があるのか。

(公益代表監事)

もちろん定量的に、何点から適切で何点以下が不適切だということを決めて評価をしているわけでない。個別に指摘したことについては、支部によって多い少ないはあるが、例えば支部としての内部統制や内部管理が機能不全に陥っていて、支部としての業務に非常に大きな支障が出てくるようなレベルとなれば、こういった表現は当然できないということである。

個別の指摘として改善を求めるものの、全体として支部のメインの仕事である審査や審査事務が基本的に円滑に運営されているということであれば、こうしたおおむね適切という評価をしているところである。

(診療担当者代表理事)

この辺りは感じ方なので、あまりとやかく言ってもしょうがないかもしれないが、非常に違和感を覚える。

(公益代表監事)

執行側に対する監事としての評価を報告しているということなので、

ご意見としては承るが、監事団で相談しながら、評価については監事という立場で牽制上必要な表現を選択しているということで、そこはご理解いただければと思う。

(診療担当者代表理事)

当然、厚生局の指導と違うことは重々承知の上だが、一つでも指摘事項があれば、適切というような言葉は使わないのが普通だと思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

(理事長)

次に、定例報告(1)「平成30年12月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年12月審査分の審査状況について報告。

なお、単月点検分の原審査査定点数によるコンピュータチェックを契機とする査定の割合を算出する際に、単月点検分だけではなく縦覧点検分を含んだ割合を算定し、平成24年5月理事会以降、誤って報告していたことについてのお詫びと今後、再集計作業を進め、訂正分を順次ホームページに公表していく旨を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「平成31年2月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成31年2月審査分の特別審査委員会取扱状況について報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「平成31年1月理事会議事録の公表」について報告する。
1月理事会議事録については、皆様方に議事内容を確認いただいた上で、議事録署名者である松本吉郎理事、伊藤理事にご署名いただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載することとする。

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、全体を通じて質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、本日の理事会を閉会する。次回の理事会は、3月18日(月)午後3時から、この場所で開催する。

平成31年2月25日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

被 保 險 者 代 表 理 事 木 村 敬 一